

I 中央市の現状

1 本市を取り巻く環境の変化

平成 18 年 2 月 20 日に 2 町 1 村が合併し、中央市が誕生してから 12 年が経過しましたが、本市を取り巻く環境は様々な変化をしてきています。

本市の人口は、合併前の平成 17 年に 31,650 人とピークを迎え、その後減少に転じており、平成 22 年には、31,322 人、平成 27 年には 31,124 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、本市の総人口の推移は減少傾向を示し、平成 52 年には 27,331 人と 3 万人を割る人口となる見込みが報告されています。

高齢化率においては、合併前の平成 17 年は 15.0%と県全体に比べて比較的低かったものの、すでに世界保健機構（WHO）が定義する「高齢社会(※1)」となっており、更に平成 27 年度には高齢化率が 22.5%となり、同機構が「超高齢社会(※1)」と定義する高齢化率 21.0%を越え、本市は「超高齢社会」に突入しました。本市人口ビジョンにおける想定では、その後も高齢化は進行し、平成 52 年には高齢化率 36.6%となり、およそ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることが見込まれています。

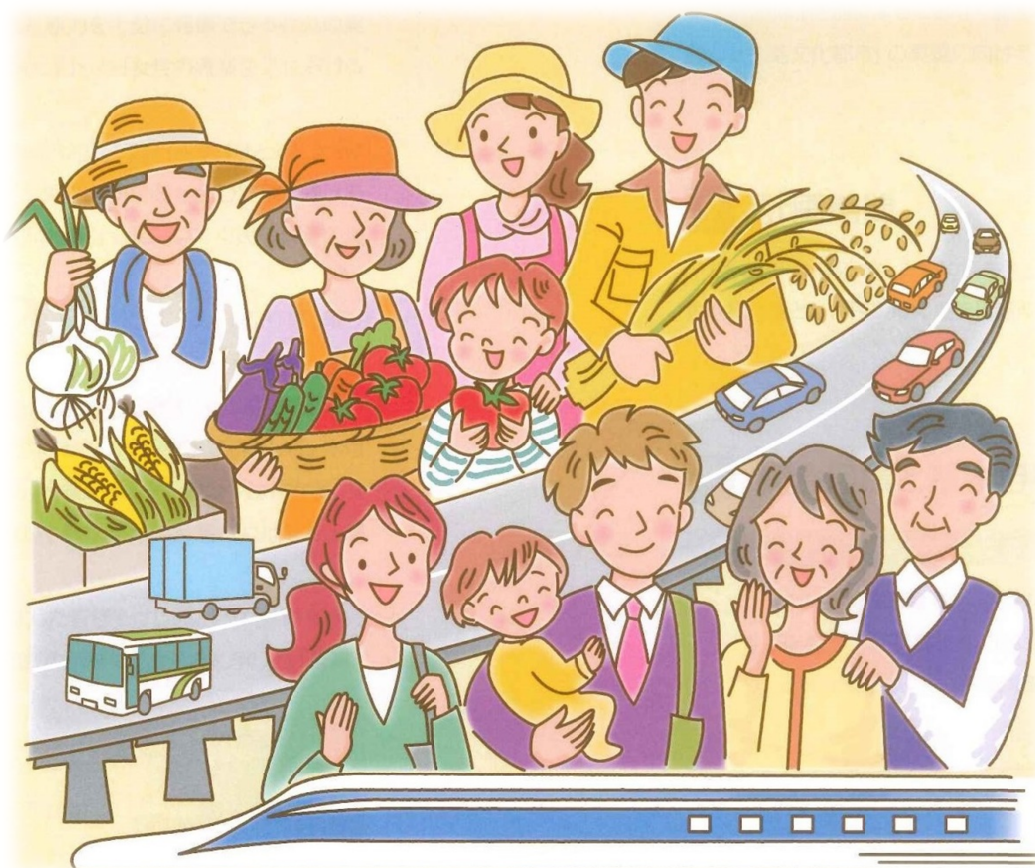
財政面における歳入においては、普通交付税の合併算定替が平成 28 年度以降段階的に縮減され、平成 33 年度から市としての一本算定となることで、最終的に約 6～7 億円程度の普通交付税の減収となるほか、少子高齢化や東京一極集中による人口減少に伴う市税収入の伸び悩みが見込まれます。一方で歳出においては、医療や子育て、介護、生活保護等の公的サービスに係る社会保障費が増加の一途を辿るなか、今後控える庁舎統合に伴う本庁舎の増築や、リニア中央新幹線のルート確定に伴う周辺整備事業等の大型事業が計画されており、本市の財政はより一層厳しさを増しています。

こうした状況の中、持続可能かつ安定的な財政運営を進めていくためには、歳入の確保と歳出の抑制による収支均衡の確保や、公共施設の適正な配置等の財政健全化への計画的な取り組みにより、弾力性のある財政構造を構築する必要があります。これらを背景に、限られた財源の中で事業の選択と集中(※2)を図り、住民と行政が

ともに役割と責任を分かち合いながら「協働」によるまちづくりを進め、財政の更なる健全化を推進していくことが求められています。

※1 世界保健機関（WHO）の定義で、高齢化率が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」とされている。

※2 事業領域の中から最も強みとする領域などを選択し、そこに経営資源を集中投資することで、高い成果や発展を得ることができる、と考える経営手法をいう。



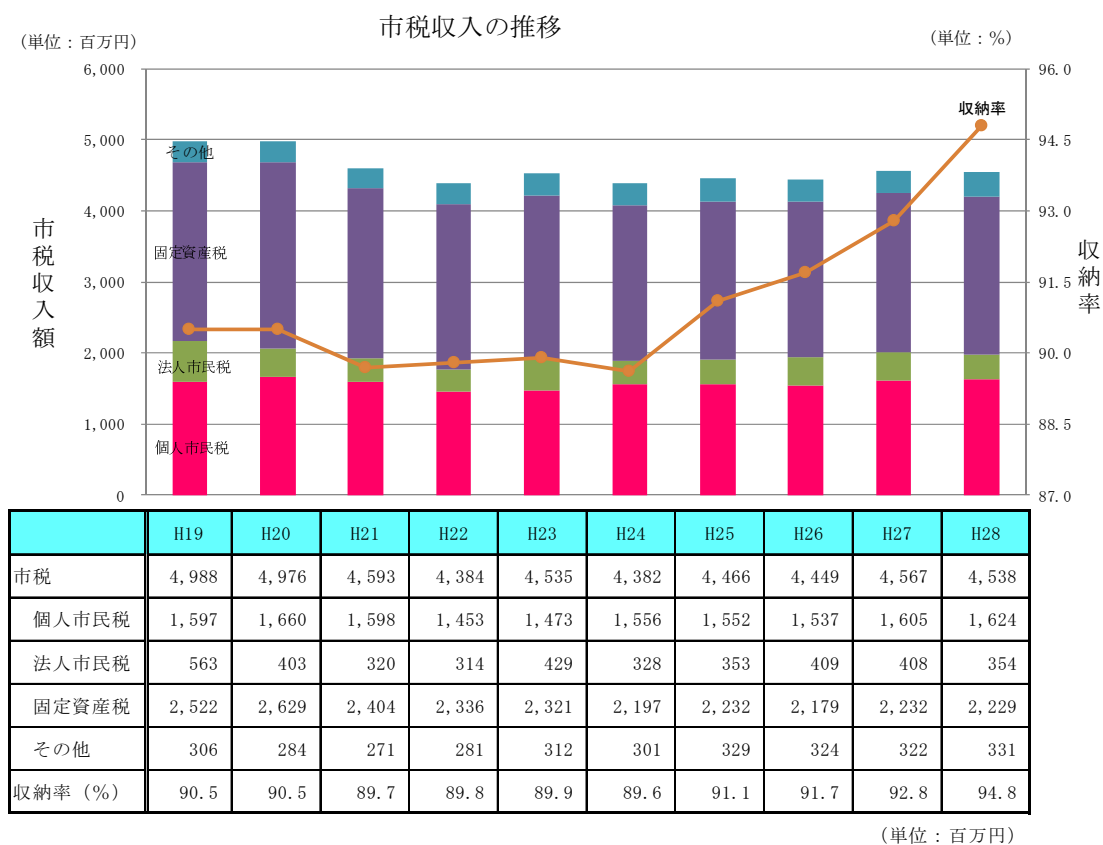
2 これまでの取り組みと成果

本市では、平成 20 年 12 月に「第 1 次中央市行財政改革大綱・実施計画」を策定し、63 項目の実施計画についての取り組みを行い、平成 25 年 3 月には「第 2 次中央市行財政改革大綱及び実施計画」を策定し、61 項目の実施計画についての取り組みを行ってきました。具体的な取り組みとして、市役所改革では、簡素かつ効率的な組織体制を構築するため部制を廃止し、更に環境の変化に対応した組織機構の構築を行うため、危機管理課やリニア交通政策課及び庁舎整備室を新設するなど組織編制を行ってきました。その一方で、職員提案制度については、目標に掲げた数値を下回る結果であったため、職員へより一層の周知を図り、提案しやすい環境づくりや職場を良くしたい、改善したいという意欲を持つことが必要となります。財政改革では、新規職員採用の抑制や事務事業の見直しなどによる計画的な職員数の管理により、平成 24 年度の職員数 249 人に対して平成 28 年度の実績値は 242 人となり、結果 7 人の削減となりました。また、行政運営に係る経費節減における 3 庁舎の電気使用量については、平成 22 年度を基準として毎年 20%を削減する目標に対して、毎年目標値を上回る結果となりました。行政サービス改革では、平成 27 年度から、これまで行政内部で行ってきた行政評価制度（事務事業評価）に、市民等の第 3 者の視点により透明性を確保しつつ客観的に評価・検証を行う外部評価制度を導入しました。

本大綱及び実施計画は、外部委員で組織する中央市行政改革推進委員会において、計画を下回っている計画については、毎年取り組み結果の検証をおこない、次年度に向けた取り組みに関する提言や意見をいただいています。その中で第 3 次行財政改革大綱・実施計画の策定に向けての意見として、「今までの行財政改革は「量的改善（削減）」に注力してきたが、現在の社会情勢と少子高齢化や人口減少などに伴う多くの難題に対し、量的改善では対処することが難しいことから、今後の改革は「質的改善」を中心とした取り組みへの転換が求められる。」という意見をいただきました。

3 本市の財政状況

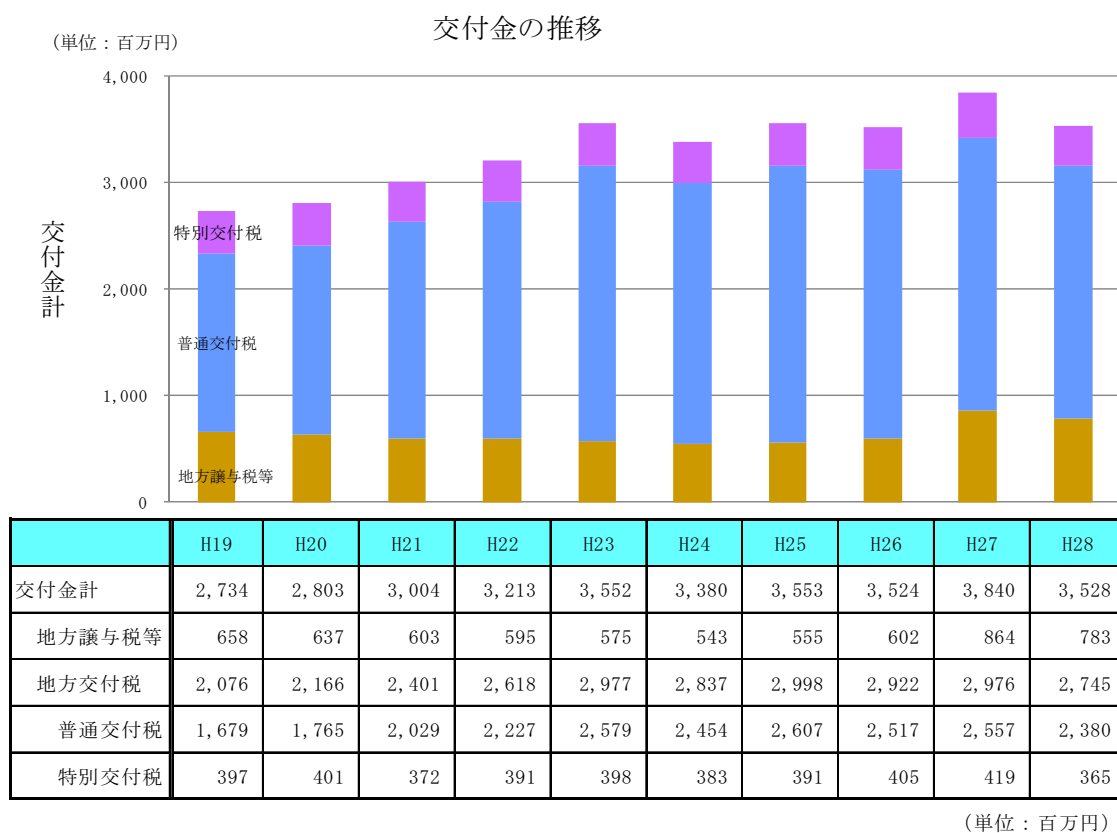
①市税収入の推移



本市の市税収入は景気変動や税制改正などの影響を受け、平成 19 年度の 49 億 8800 万円から平成 24 年度には 43 億 8200 万円と約 6 億円の減となりました。その後の景気回復や収納率の向上により、平成 28 年度には 45 億 3800 万円となったものの、依然平成 19 年度と比較して、4 億 5 千万円の減となっています。

歳入全体に占める市税の割合は、概ね 40%から徐々に低下し、近年は 30～35%の間となっています。自主財源の柱である市税の減少は、地方交付税や国・県の交付金といった依存財源に左右される脆弱な財政構造を招くことから、収納率の向上や適正課税の推進などに引き続き取り組んでいく必要があります。

②交付金の推移



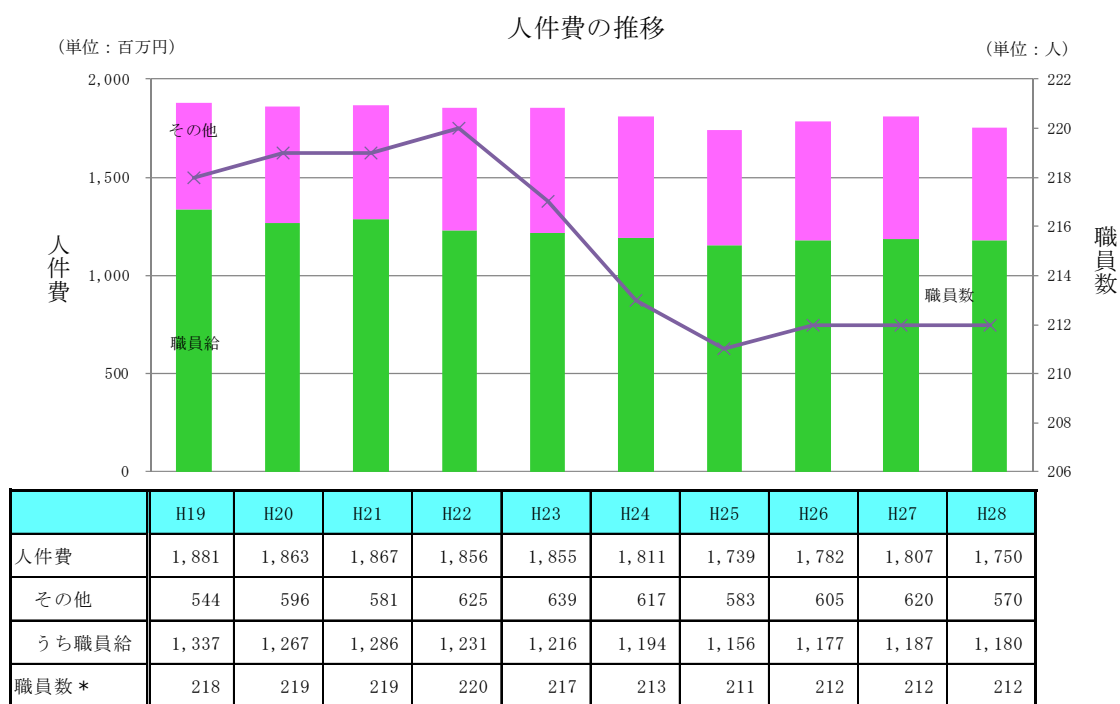
本市の交付金の推移ですが、平成 19 年度の 27 億 3400 万円から増加傾向にあり、平成 27 年度には 38 億 4000 万円と約 11 億円の増となっています。

普通交付税は、平成 19 年度の 16 億 7900 万円から平成 27 年度の 25 億 5700 万円と約 9 億円の増となりましたが、前述した合併算定替の終了により一本算定に向けた縮減が平成 28 年度から始まったことなどから、平成 28 年度は 23 億 8000 万円と前年度比で 1 億 7700 万円、6.9%の減となっています。

地方譲与税等は平成 19 年度の 6 億 5800 万円をピークに年々減少を続けていましたが、平成 26 年 4 月に行われた消費税及び地方消費税の税率引き上げ分を原資とする地方消費税交付金（社会保障財源化分）が平成 26 年度から交付されたことから、平成 28 年度は 7 億 8300 万円と約 1 億円の増となっています。

市財政運営において重要な依存財源である地方交付税については、合併算定替の縮減・終了により今後も減少していくことが見込まれており、税等の徴収率向上をはじめ自主財源の確保、施設の統廃合や更なる事務事業の見直しによる歳出抑制等を推進し、健全な財政運営の維持に努める必要があります。

③人件費の推移



(単位：百万円、人)

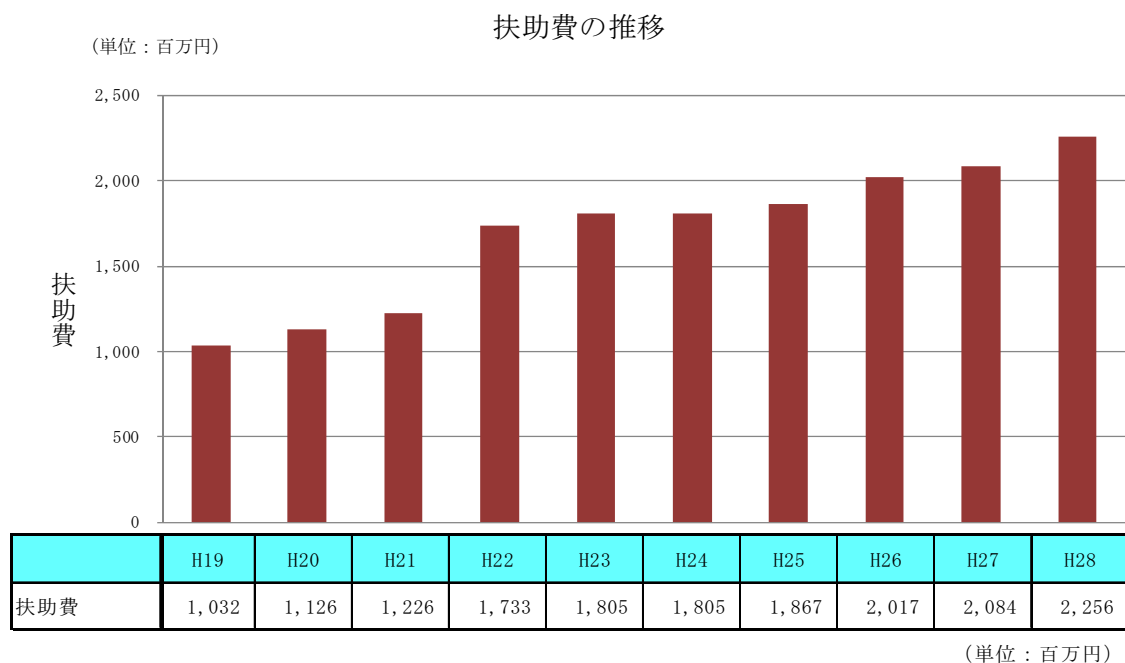
*ここでの職員数は、総職員数から公営企業会計部門の職員数を除いた数です

本市の人件費は、平成 19 年度の 18 億 8100 万円から減少を続けてきましたが、国の要請による職員給与の削減措置が行われた平成 25 年を底として、その後はほぼ横ばいに推移しています。

減少の要因として、定員適正化計画に基づく職員数の抑制実施や、業務の効率化による時間外勤務手当の削減等の効果が挙げられますが、近年においてはやや頭打ちの状況と言えます。

今後、再任用制度の活用や庁舎統合（平成 31 年度予定）等により、職員数の適正な管理を図っていくとともに、時間外勤務手当の更なる削減のほか、職員全体に占める割合の大きい市立保育園について民営化や統合等の検討を進め、人件費の抑制・削減を推進する必要があります。

④ 扶助費の推移



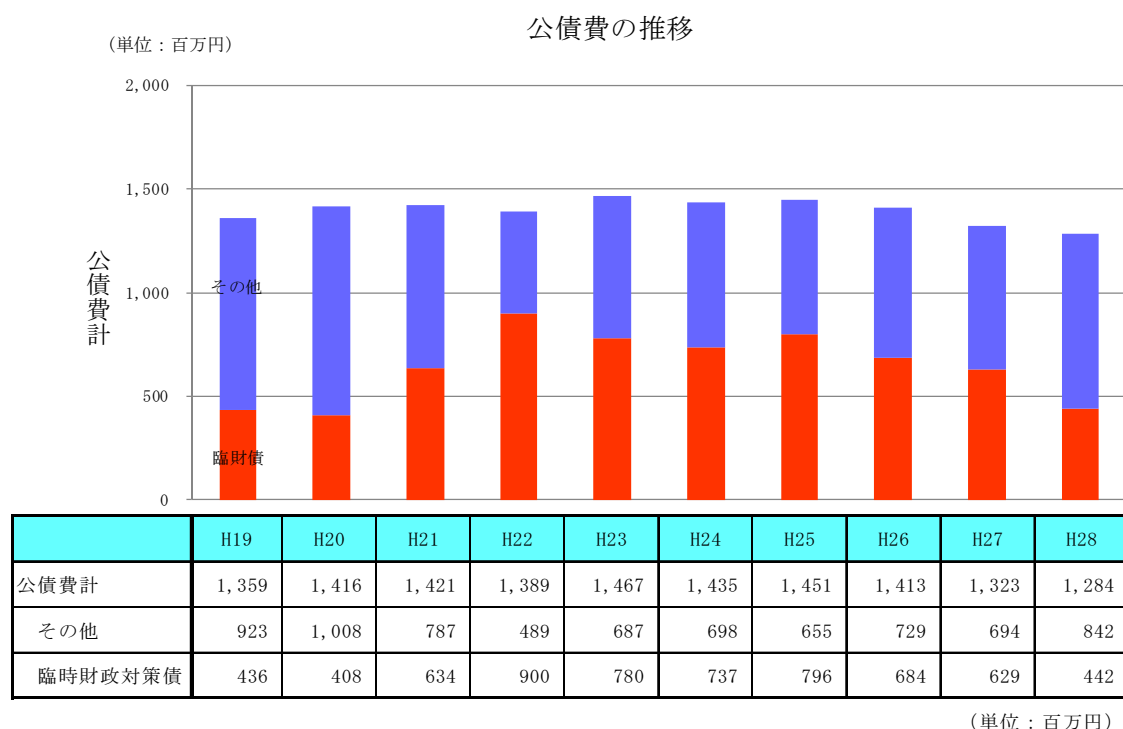
本市の扶助費は、平成 19 年度の 10 億 3200 万円に対して平成 28 年度において 22 億 5600 万円と、10 年間で 2 倍以上の伸びとなっており、全ての年度において前年度を上回る決算額となっています。

要因として、生活保護について受給者・給付額とも増加していることや、障害者介護給付、教育・保育施設給付といった社会保障施策の拡充による給付費の増加が挙げられます。

扶助費の多くは、国・県による負担金等の財源を伴いますが、同時に多額の一般財源を要しており、増加に伴って市財政を圧迫する要因となっています。

就労支援員を配置するなど、増加に歯止めをかける施策の推進が必要不可欠ですが、効果は限定的であり、他の経費の削減により財政運営の健全性を維持する必要があります。

⑤公債費の推移

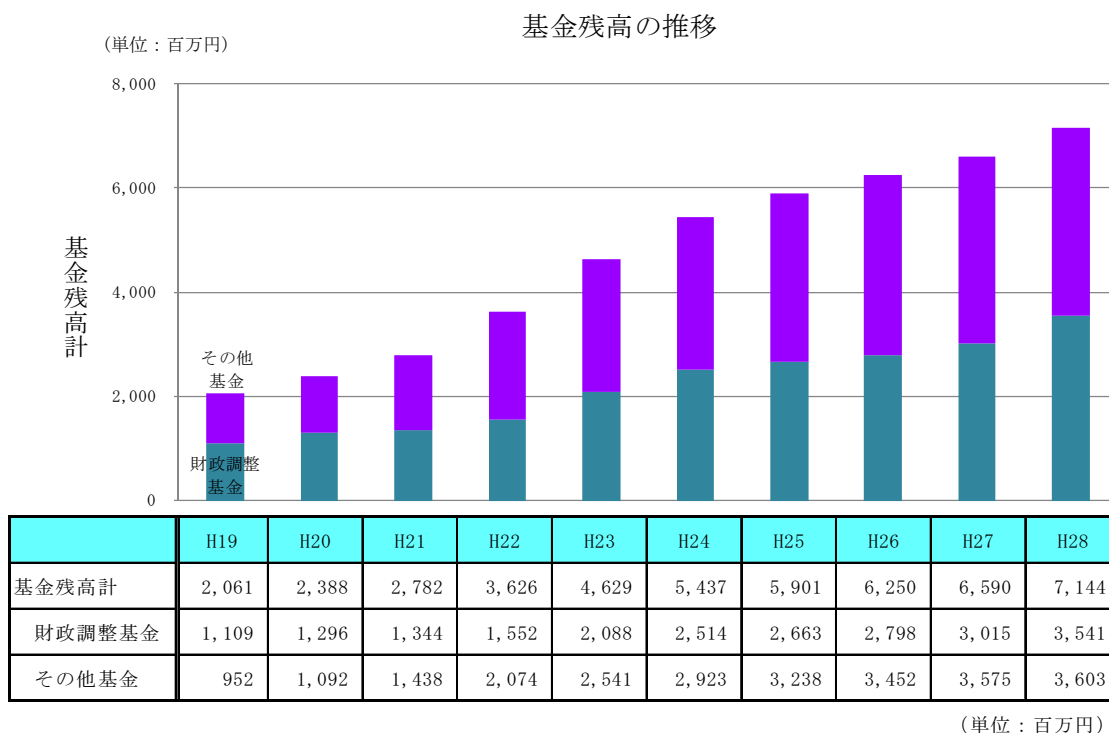


本市の公債費は、平成 19 年度以降やや増加しながら推移してきましたが、平成 25 年度以降は減少を続けています。要因としては、合併前の旧町村において発行した、発行額が大きくかつ償還期間が短い地方債について、相次いで完済を迎えていること、近年は発行額を抑えるとともに、合併以降の起債は合併特例債がメインとなり、償還期間が長くなっていること、また近年の金融情勢により、借入利率が低水準となっていることが挙げられます。

今後 2 年間程度は、更に公債費の減少が続くと推計されますが、合併特例債の発行期限である平成 32 年度までに、市庁舎整備事業や豊富小学校建替事業、給食センター建設事業、リニア中央新幹線のルート確定に伴う周辺整備事業等の大型事業が計画されており、これらに充てる市債の償還が始まると、再び公債費は増加に転じるとともに、償還のピークとなる平成 36 年度頃までに大幅な増加が見込まれます。

公債費負担により、今後の財政運営の健全性を損なうことがないように、事業の展開に際しては、市債の発行は必要最小限として公債費の抑制に努める必要があります。

⑥基金残高の推移



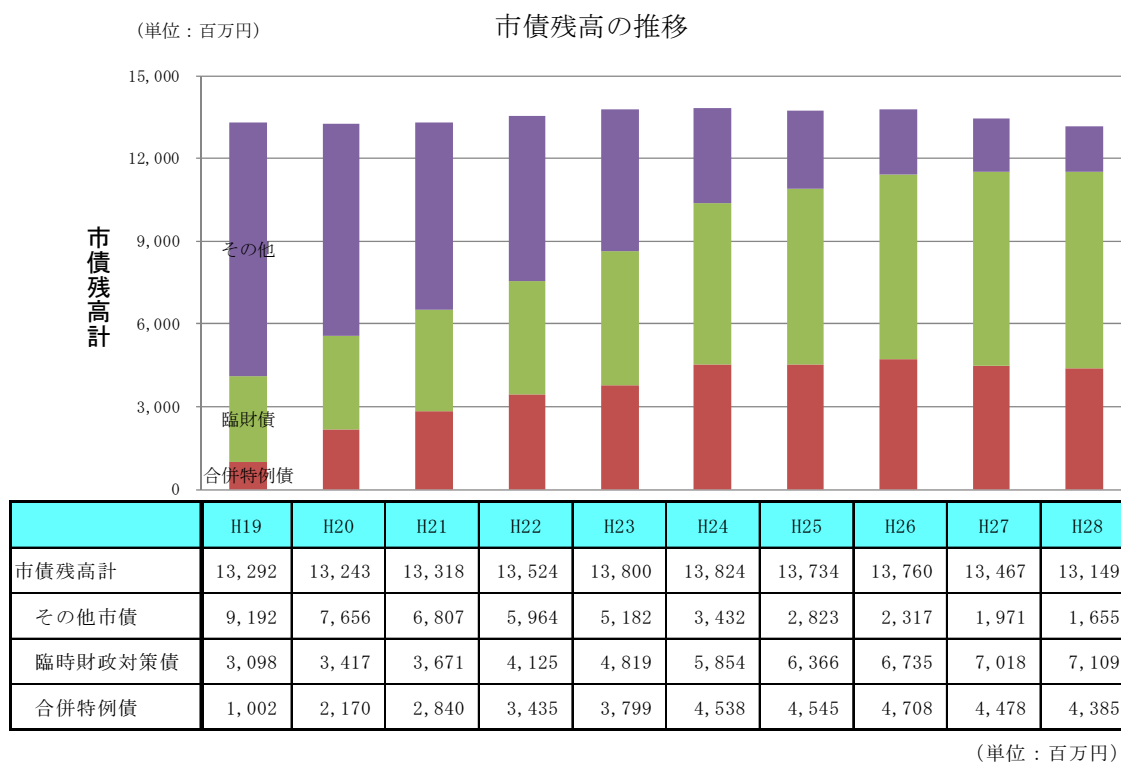
本市の基金残高については、普通会計全体で、平成 19 年度末の 20 億 6100 万円に対して、平成 28 年度末で 71 億 4400 万円と、大幅な増加となっています。

このうち財政調整基金については、普通交付税の合併算定替の終了に伴う歳入の減少を見据え、第 2 次行財政改革大綱において「平成 27 年度までに各年度 1 億円を積立てる」との目標を設定し、これを上回る積立て実績を重ねた結果、平成 19 年度末の 11 億 900 万円に対して平成 28 年度末において 35 億 4100 万円と、約 3.2 倍の規模となっております。

平成 29 年度以降は、普通交付税の減額に加え、大型事業の進展等により多額の一般財源を確保する必要が生じるため、積立てから取崩しに転じることが見込まれます。限られた資産を有効活用するため、あらゆる経費の削減に努めつつ自主財源の確保を図り、取崩しは最小限にとどめるとともに、大型事業の完了後においても、発生が懸念される大規模災害等にも対応するため、一定水準の残高を確保する必要があります。

また、合併特例債を原資とする「まちづくり振興基金」については、平成 21 年度から平成 27 年度までの 7 年間で、17 億 9500 万円の積立てを行いました。この基金は、合併後の市民の一体感の醸成に資するソフト事業に充当することが想定されていますが、今後どのような事業に充当可能か熟慮を重ね、有効に活用することが求められます。

⑦市債残高の推移



本市の市債残高は、平成 19 年度以降やや増加しながら推移してきましたが、平成 26 年度以降は減少を続けています。要因としては、合併前の旧町村において発行した、発行額が大きくかつ償還期間が短い地方債について、相次いで完済を迎えていること、近年は発行額を抑えるとともに、合併以降の起債は合併特例債がメインとなり、償還期間が長くなっていることが挙げられます。

しかし、合併特例債の発行期限である平成 32 年度までに、市庁舎整備事業や豊富小学校建替事業、給食センター建設事業、リニア中央新幹線のルート確定に伴う周辺整備事業等の大型事業が計画されていることから、平成 29 年度には再び増加に転じるとともに、平成 33 年度頃をピークとして大幅な増加が見込まれます。

市債残高の増加は、そのまま公債費負担の増加につながるものであり、今後の財政運営の健全性を損なうことがないよう、市債発行は必要最小限に抑制する必要があります。

【用語解説】

◆地方交付税

財源の地域的な不均衡を是正し、全ての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るように、必要な財源を確保することを目的として国が地方公共団体に対して交付する税です。一定の算式により財源が不足する場合に交付される普通交付税と、災害など各自自治体の特別な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

◆合併算定替

旧合併特例法の合併団体に対する特例措置で、本来新団体で算定される普通交付税が合併後 10 年間は旧団体ごとに算定した合計額で配分されるものです。この旧団体ごとに算定された普通交付税の合計額を「合併算定替」といい、対して、新団体で算定された普通交付税を「一本算定」といいます。

◆地方消費税交付金（社会保障財源化分）

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分を指します。その増収分は社会保障施策を要する経費に充当し、その用途を明示することとされています。

◆合併特例債

新市建設計画に基づいて行う事業のうち特に必要と認められる事業にかかる費用の 95%に充当することができ、その元利償還金の 70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。当初、合併年度とこれに続く 10 か年度に発行できるものでしたが、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情を勘案し、期間が 5 か年度延長され、合併年度とこれに続く 15 か年度となりました。

◆臨時財政対策債

本来、地方交付税として配分すべきところを国の地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、不足分を個々の地方公共団体に地方債で発行させる制度で、発行された地方債を臨時財政対策債といいます。その償還に要する費用は、後年度の普通交付税で全額措置されるため、実質的な地方交付税といえます。

◆財政調整基金

景気の悪化による税収の大幅な減少や自然災害などの突発的な支出に備えるため、決算における剰余金を積み立てることで、安定した財政運営を行うための基金です。

◆まちづくり振興基金

合併市町村における地域住民の連帯の強化や地域振興を目的として積み立てられる基金で、そのうち特に必要と認められるものに要する経費については合併特例債を充当することができ、本市では平成 21 年度から平成 27 年度の 7 年間に積み立てを実施しました。